

## 沼津市西浦海浜施設条例の一部改正について

沼津市西浦海浜施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

## 沼津市西浦海浜施設条例の一部を改正する条例

沼津市西浦海浜施設条例（平成15年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「及び休日」を「、休日及び繁忙期」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分	金額			
駐車場	通常	普通車	1回につき1台	1,040円
		バス・マイクロバス	1回につき1台	2,090円
		バイク	1回につき1台	310円
	繁忙期	普通車	1回につき1台	1,500円
		バス・マイクロバス	1回につき1台	3,020円
		バイク	1回につき1台	450円
温水シャワー	1回につき		200円	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「提案理由」

繁忙期における業務量増加に対応するため、駐車場の利用料金に関する規定を改めるものである。